

平成 29 年 2 月 10 日

静岡県経済産業部長 篠原 清志 様

静岡県森の力再生事業評価委員会

委員長 佐藤 克昭

「静岡県もりづくり県民税条例」及び「静岡県森の力再生基金条例」に基づいて静岡県が実施した「森の力再生事業」について検証・評価した結果は、下記のとおりです。

記

1 新規の事業実施状況

(1) 評価対象

平成 27 年度に事業を実施した 190 箇所、面積 1,538ha
(うち、24 箇所を抽出して詳細に検証)

(2) 評価結果

平成 27 年度に実施した事業の執行状況について検証した結果、いずれも適正に執行されており、事業目的にかなう効果が期待できると評価します。

2 整備が終わった森林の回復状況等

(1) 評価対象

平成 25 年度に事業を実施した 144 箇所、面積 986ha

(2) 評価結果

整備が完了して 3 年目の箇所の下層植生の回復状況等について検証した結果、計画どおりの効果が期待できる事業であると判断します。

3 10 年間（平成 18 年度～27 年度）の取組

(1) 事業の執行について

平成 18 年度から平成 27 年度に実施した事業の執行状況について検証した結果、いずれも適正に執行されており、事業目的にかなう効果が期待できると評価します。

(2) 事業の効果について

整備が完了して 3 年目以降の箇所について、下層植生の回復状況と上層木の生育状況等を検証した結果、おおむね順調に回復・生育しており、事業の効果が現れていると評価します。

波及効果として、県民や権利者の森林に対する関心を高め、完了後も継続的な保全活動を行う主体が組織される地域が見られました。また、他分野からの整備者の参入、新規雇用の増加、木材・竹材の利用、景観の保全など、地域の活性化に寄与する効果も生まれました。

費用対効果分析においては、経費を上回る森林の公益機能の便益が認められ、また、経済波及効果も生じています。

4 来年度の事業の実施に向けての提言

以下の事項に配慮して、事業を執行されるよう提言します。

(1) 事業の効果が最大限に発揮されるよう、他の関連施策・市町との連携や、民間との協働を進め、この事業を計画的かつ効果的に実施してください。

(2) 「森の力」が持続的に発揮されるよう、現在実施している各調査を継続するとともに、事業の効果や、調査結果を一層分かりやすく周知してください。

(3) 整備が完了して 10 年目以降の箇所についても、良好な状況を維持できるような方法を検討してください。

(4) 安全かつ効率的に整備を推進できるよう、作業技術を含め、引き続き指導してください。

(5) 野生動物の侵入防止柵の設置や広報看板等の製作については、コストの削減に努めるなど、効率的かつ効果的に執行してください。

(6) 「森の力」の回復、及びそれと一体的に発現する県民生活に係る効果について、引き続き情報発信に取り組み、納税への理解が一層促進されるよう努めてください。